

接種費用
無料
(全額公費)

新型コロナワクチン接種

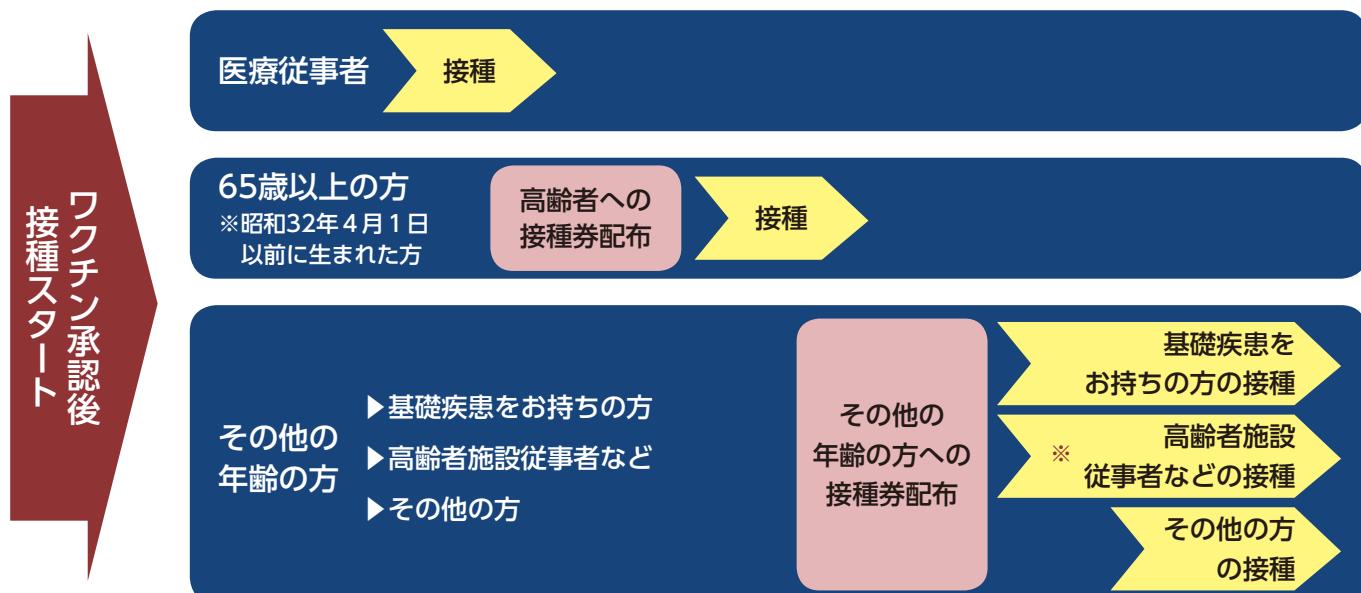
▶問合せ 保健福祉課健康係 ☎ 24-5111 (内線132)

新型コロナウイルス感染症による重症者や死者を減らし、感染拡大の防止と医療機関の負担軽減を目的として、全国民を対象としたワクチン接種が始まります。接種開始日と方法、会場などは後日お知らせします。現段階の接種予定は右のとおりです。

また、接種にはご本人の同意が必要です。病気で治療中の方や体調に不安がある方は、かかりつけ医に相談し接種するかをお考えください。

- ◆対象者 昭和村に住民票がある方
- ◆接種回数 2回(接種間隔は、ワクチンの種類により異なります)
- ◆接種費用 無料
- ◆接種の流れ ワクチン接種券が個人あてに送付されますので、予約をして接種してください。
◎接種方法や接種開始日、接種会場の詳細は後日お知らせします。

◆接種スケジュール 医療従事者等、高齢者、基礎疾患のある方から順次接種を開始する予定です。



※接種順位が変更される場合があります。

◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐには

- ・手を清潔に保ちましょう。
※石けんで手洗いし、手指消毒用アルコールで消毒を行いましょう。
- ・咳やくしゃみをする人からの距離を保ちましょう。
- ・対人の距離を維持できない場合はマスクをしましょう。
- ・自分の目・鼻・口を触るのはやめましょう。
- ・咳やくしゃみをするときは、肘の内側またはティッシュペーパーで鼻と口を覆いましょう。
- ・具合が悪いときは自宅にいるようにしましょう。



◆もし感染が疑われたら

まずはかかりつけ医に相談してください。かかりつけ医がない場合は、以下にお問い合わせください。

▶群馬県受診・相談コールセンター

☎ 0570-082-820 (24時間対応)

急募 新型コロナワクチン接種業務にご協力いただける看護師を募集します。
詳細はお問い合わせください。

▶問合せ 保健福祉課 ☎ 24-5111

マイナンバーカードは3月末までに申請を

▶問合せ 企画課広報統計係 ☎24-5111(内線141)



マイナポイントをもらうには
**3月末までにマイナンバー
カードの申請が必要です。**

マイナポイントをもらえる期間は**9月末までに**
延長されました。

マイナンバーカードを**3月末**までに申請した方は、カード受取後、マイナポイントの申込みを行っていただくことで、**今年9月末**までのチャージまたはお買い物でマイナポイントをもらうことができます。

※この事業の予算等の状況によって変更となる場合があります。

マイナンバーカードをまだお持ちでない方へ

▶問合せ 総務課住民係 ☎24-5111(内線115・116)

◆交付申請書が再送付されます

マイナンバーカードをまだ取得されていない方あてに、総務省・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、マイナンバーカードの申請に必要な書類が順次発送されています。

申請方法などは同封のパンフレット(本書)をご確認ください。



総務省・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から送られてくる書類

よくあるご質問

Q1. 私に申請書が届かないのはなぜ?

A1. 住所変更をしたなどの理由により、申請書が送付されない場合があります。申請を希望する方は、役場住民係へお問合せください。

Q3. どれくらいでマイナンバーカードができるの?

A3. 申請内容に不備がなければ、申請後、3週間から1ヶ月ほどでお渡しできます。

Q2. 申請は役場に行かなければいけないの?

A2. 届いた申請書を使い、スマートフォンや郵送等の方法で直接申請をしてください。申請方法がわからないときは役場住民係へお問合せください。

Q4. 必ず申請しなければいけないの?

A4. マイナンバーカードの申請は義務ではありませんが、各種手続きでマイナンバーの確認や本人確認の手段として使われるほか、国民生活の利便性向上を目的としていますので、この機会にぜひ申請をしていただくことをおすすめします。

◆マイナンバーカード時間外交付窓口のご案内

3月31日まで期間限定でマイナンバーカード交付の受付時間を延長して開設しています。この機会に、平日の開庁時間(8時30分～17時15分)に受取が困難な方はご利用ください。

時間外交付窓口を利用する際は**事前に電話予約**が必要です

※予約状況により開設されない場合もあります。

※時間外交付窓口では住所変更届の受付や、各種証明書の発行等は行いません。

●対象者 マイナンバーカードを申請された方で、昭和村から「個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書 兼 照会書」が届いている方。すでにマイナンバーカードをお持ちの方で、電子証明書が3ヶ月以内に有効期限切れとなる方も更新可能。

●開設期間 3月31日(土日・祝日除く)まで

※予約状況により**週2日程度開設**となります。

●延長交付受付時間 17時15分～19時

●開設場所 昭和村役場 総務課住民係

●予約方法 月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時30分～17時15分の間に電話で予約をしてください。